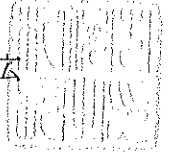


大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定により準用される同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 5 年 2 月 16 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 DCM東苗穂店・100満ボルト東苗穂店
所在地 札幌市東区東苗穂3条2丁目497番地9他
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、代表者の氏名及び住所
名称 株式会社 SMBC 信託銀行
住所 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
代表者 代表取締役 奥 敦之
- (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 荻野 浩三
（変更後）代表取締役 奥 敦之
イ 大規模小売店舗の名称
（変更前）DCMホームマック東苗穂店・100満ボルト東苗穂店
（変更後）DCM東苗穂店・100満ボルト東苗穂店
- (4) 変更した年月日
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
令和 4 年 6 月 30 日
イ 大規模小売店舗の名称
令和 4 年 9 月 1 日
- (5) 変更した理由
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
代表者変更のため
イ 大規模小売店舗の名称
屋号変更のため

2 届出年月日 令和 5 年 2 月 6 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー
- (2) 縦覧期間 令和 5 年 2 月 16 日～令和 5 年 6 月 16 日
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
（午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（午後 0 時 15 分～午後 1 時までを除く）
なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和 5 年 6 月 16 日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。